

## 大分類 G - 電気・ガス・熱供給・水道業

### 総 説

この大分類には、電気、ガス、熱及び水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水の処理を行う事業所が分類される。

電気業とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はこれに電気を供給する事業所をいう。自家用発電の事業所も電気業に含まれる。

ガス業とは、一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業所をいう。

熱供給業とは、一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所をいう。

水道業とは、一般の需要に応じ水道管及びその他の設備をもって給水を行う事業所並びに汚水の処理を行う事業所をいう。

## 中分類 36 - 電 気 業

### 総 説

この中分類には、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はこれに電気を供給する事業所が分類される。

自家用発電の事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類  
番 号 番 号

#### 361 電 気 業

##### 3611 発 電 所

発電機，原動力設備，その他の電気工作物を設置して電気を発生する事業所をいう。

○水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所

##### 3612 変 電 所

構外から送電される電気を更に構外に送電又は配電するために，構内に設置した変圧器，水銀整流器，シリコン整流器，その他の機械器具により変成する事業所をいう。

○変電所

##### 3619 その他の電気事業所

電気業における管理的事務を行う事業所をいう。

○電気事業会社本社・同支店・同営業所・同電力所・同派出所；公営企業電気局（部）

## 中分類 37 - ガ ス 業

### 総 説

この中分類には、一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業所が分類される。

天然ガスの採取を行う事業所は大分類D-鉱業〔0721〕に分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

#### 371 ガ ス 業

##### 3711 ガス製造工場

一般の需要に応じ導管によりガスを供給するためガスを製造する事業所をいう。

ただし、天然ガスの採取を行う事業所は大分類D-鉱業〔0721〕に分類される。

○ガス製造工場；天然ガス業（導管により一般の需要に応じ供給するもの）

×天然ガス鉱業〔0721〕

##### 3712 ガス供給所

一般の需要に応じ導管によりガスを供給するためガスの受け入れ、貯蔵、送出及び整圧する事業所をいう。

○ガス供給所（ガスタンク）；ガス整圧所

##### 3719 その他のガス事業所

ガス業における管理的事務を行う事業所をいう。

○ガス会社本社・同支社・同営業所・同サービスステーション；公営企業ガス局（部）

## 中分類 38 － 熱 供 給 業

### 総 説

この中分類には、一般の需要に応じ、蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所が分類される。

小分類 細分類  
番号 番号

381 熱 供 給 業

3811 熱 供 給 業

一般の需要に応じ、ボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所をいう。

ただし、温泉の泉源を保有し、ゆう出する温湯を旅館などに供給する事業所は中分類 85〔8599〕に分類される。

○地域暖冷房業；地域暖房業；蒸気供給業

×温泉供給業〔8599〕

## 中分類 39 - 水 道 業

### 総 説

この中分類には、一般の需要に応じ水道管及びその他の設備をもって給水を行う事業所並びに汚水・雨水の処理を行う事業所が分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

#### 391 上 水 道 業

##### 3911 上 水 道 業

一般の需要に応じ給水の目的で布設する水道管及びその他の設備をもって人の飲用に適する水を供給する事業所をいう。

かんがい用水の供給を行う事業所は大分類A-農業〔0181〕に分類される。

○上水道業；水道用水供給事業；簡易水道業；上水道組合；上水道会社；水道局（部）；水道事務所；浄水場；配水場；ポンプ場；貯水池管理事務所；漏水管理事務所；船舶給水業

×農業用水供給業〔0181〕；貯水池建設事務所〔09〕

#### 392 工 業 用 水 道 業

##### 3921 工 業 用 水 道 業

一般の需要に応じ給水の目的で布設する水道管及びその他の設備をもって、工業の用に供する水（水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水を供給するものを除く）を供給する事業所をいう。

○工業用水道局（部）；工業用水道組合；工業用水道事務所；工業用水浄水場；工業用水配水場；工業用水ポンプ場

×上水道業〔3911〕；工業用水建設事務所〔09〕

#### 393 下 水 道 業

##### 3931 下 水 道 業

汚水・雨水流通の目的で布設する排水管，その他の排水路及び附属装置などをもって土地の清潔を保持するための事業所をいう。

じんかい，汚物などの処理を行う事業所は大分類 L-サービス業〔891,892〕に分類される。

○下水道局（部）・下水処理場・下水出張所・下水ポンプ場

×清掃事務所〔8916〕